
第1回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和3年3月8日（月曜日）

議事日程（第3号）

令和3年3月8日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第2号 日吉津村新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例について
- 日程第2 議案第3号 日吉津村一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例について
- 日程第3 議案第4号 日吉津村公共施設等建設基金条例の全部改正について
- 日程第4 議案第5号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第6号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第7号 日吉津村奨学基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第8号 日吉津村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例について
- 日程第8 議案第9号 日吉津村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例について
- 日程第9 議案第10号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第9回）について
- 日程第10 議案第11号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第11 議案第12号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第12 議案第13号 令和2年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第4回）について
- 日程第13 議案第14号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第14 議案第15号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第15 議案第16号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 16 議案第 17 号 令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算について

日程第 17 議案第 18 号 日吉津村総合計画を定めることについて

日程第 18 議案第 19 号 日吉津村教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 2 号 日吉津村新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例について

日程第 2 議案第 3 号 日吉津村一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例について

日程第 3 議案第 4 号 日吉津村公共施設等建設基金条例の全部改正について

日程第 4 議案第 5 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 6 号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 7 号 日吉津村奨学基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

日程第 7 議案第 8 号 日吉津村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例について

日程第 8 議案第 9 号 日吉津村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例について

日程第 9 議案第 10 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 9 回）について

日程第 10 議案第 11 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について

日程第 11 議案第 12 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について

日程第 12 議案第 13 号 令和 2 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 4 回）について

日程第 13 議案第 14 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について

日程第 14 議案第 15 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について

日程第 15 議案第 16 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 16 議案第 17 号 令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算について

日程第 17 議案第 18 号 日吉津村総合計画を定めることについて

日程第 18 議案第 19 号 日吉津村教育委員会委員の任命について

出席議員（9名）

| | |
|-------------|-------------|
| 1 番 長谷川 康 弘 | 2 番 山 路 有 |
| 3 番 橋 井 満 義 | 4 番 三 島 尋 子 |
| 6 番 河 中 博 子 | 7 番 前 田 昇 |
| 8 番 松 田 悦 郎 | 9 番 加 藤 修 |
| 10 番 井 藤 稔 | |

欠席議員（1名）

5 番 松 本 二三子

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------------|----------------------|
| 村長 中 田 達 彦 | 総務課長 高 田 直 人 |
| 総合政策課長 福 井 真 一 | 住民課長 矢 野 孝 志 |
| 福祉保健課長 小 原 義 人 | 建設産業課長 益 田 英 則 |
| 教育長 井 田 博 之 | 教育課長 横 田 威 開 |
| 会計管理者 西 珠 生 | |

午前 9 時 00 分 開議

○議長（井藤 稔君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員数は、9 名です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

本日は議案質疑であります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。日吉津村議会会議

規則第 55 条により、同一議員同一議題につき 3 回までということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、質疑並びに答弁は完結明瞭にわかりやすくしていただきませうによろしくお願ひしたいと思ひます。

日程第 1 議案第 2 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 1、議案第 2 号日吉津村新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。この利子補助という事業であります、概要についてちょっと補足をいただきたいと思ひているんですが、990 万ほど積立てをして、新年度は 150 万ほどの支出予定というような当局の資料にあるんですが、具体的に村内の事業者で、これを活用されるという想定の対象事業者数とか、あるいは村が支援する全体の利子の見込みの金額というのはどういった状況かお聞かせいただいて、それともう一点は、そもそもこの利子補助の事業についての概要を少しご説明をいただいて、要綱か何かあるのであれば後日でもそれを提供いただきたいということで、この二点お願ひします。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えいたします。今回のこの基金条例に関しましては概略をということでございますけれども、こちらにつきましては現在コロナ関係の利子補給ということで、2 種類の制度を設けさせてもらっておるところでございますけれども、この内の事業に関わる部分の利子 5 年間で期間になっておるところでございます、この 5 年間の利子補給について、コロナ関係の臨時給付金の方を積み立てをして、今後 5 年間の財源に使用させていただくということに考えております。

こちらの内容ですけれども、まず一つは国の方の補助対象になる部分がございます、こちらにつきましては、融資金額が 3,000 万円までのものにつきまして、これが 5 年間のうちの 3 年間、国の方が利子補給を行うということで、村が実質利子補給を行うのは 4 年目と 5 年目の 2 カ年、こちらが村が支給する部分になってまいります。利息の方が年率で 1.43 パーセントということになっております。この内の村が負担する部分でございますけれども、0.7 パーセントの部分で村と県の方で 2 分の 1 ずつ補助をするということで、県の 2 分の 1 の部分を村の方に支払われまし

て、間接補助という形で0.7パーセント部分を金融機関の方にお支払いをさせていただくというものでございます。融資金額3,000万円を超える部分につきましては、いわゆるセットになるわけなんですけれども、こちらの3,000万円を超え2億8,000万円以下の部分につきましては、こちらは国の方の負担がございませんので、当初の一月目から5年間、これが先ほど申しましたように0.7パーセントの部分を、県と村と半分ずつ負担をしていくというものでございます。

対象資金となりますものが、これが鳥取県地域経済変動対策資金という県の方の資金を借り入れをされた場合に対象になるということで、令和2年の5月1日から令和3年の5月31日までに融資実行をされたものが対象となるということでございます。

現在の対象となります金融機関につきましては6行でございますし、事業者につきましては47軒、融資金額のトータルが9億1,000万程度というところでございます。見込みの金額ということでございましたけれども、こちらの方、積立額の方出させていただいておりますけれども、998万円ということで立てさせていただいておりますというところでございます。

もう一点、現在の制度の内容ということでございますけれども、こちらの方が一つが新型コロナウイルス対策特別金融支援事業ということで、対象となりますのが令和元年度融資実行分、この支払利息が対象になるというものでございます。それと令和2年度中に補償申し込み分、2項目が対象になりまして、もう一点については新型コロナウイルス感染症対応利子補助事業というもので、こちらは先ほど説明させていただきました令和2年の5月1日以降から、令和3年の5月31日までが対象になるというもので、補助対象が金融機関という制度のものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） るる今説明をいただいて、要するに国のまず利子補給が3年間はあると、それで4年目5年目、あるいは国の利子補給の対象にならないものについては、県と村で2分の1で支援をするというお話ですね。それでそのやり取りは金融機関と村とやるということで、事業者と直接やるのではないということですね。概略はわかりましたが、改めて新年度の予算にも関わることなので、もう少しその辺のフロー図といいますか、どういうふうに、どういう事業で、どういうふうに交付していくか、ということを知るような資料を、ぜひ、予算の審議の際には提供いただいたらと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。先ほど説明はいただきましたけれども、このもともとの財源という、998万円の財源というのはどこから、どういうふうにして持ってこられたのでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。積立て、補正で上げたこの998万円ですけれども、説明でもしましたように新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として上げております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） それはそうだろうなと思ったんですけれども、補正予算また後で出てきますけれども、ここに条例で積立金というのが出ていますのでちょっと見て見ましたけれども、これまで来たものの中で残った財源っていうか、それを残しとって積み立てていかれたのか別に交付があったのかどうなのかということなんですけれども。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えします。今まで2次補正で来てた財源をこちらの方に繰越しができるということでしたので、積立金に上げて3年度からの事業に充てるということで積立てをさせていただいております。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第2 議案第3号

○議長（井藤 稔君） 日程第2、議案第3号日吉津村一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。ここに積立金条例が出されたわけですけれども、これあの施設を整備していくための財源に充てるということは書いてございますし、説明もありましたが、総額というものは決まったのでしょうか。その点をお伺いします。

それと負担割合というのは決定になったのでその割合について日吉津村がどんだけ積んでいく

かということであるのかどうなのか、日吉津村に対する総額、何年積み立てて、1年てどれくらいずつ積み立てていくかということお伺いしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えします。まだ想定ということで、想定为建设費が313億ぐらいの建设費の中で、財源が交付金と地方債と残った一般財源とありまして、この一般財源について広域の負担割合の均等割20、人口割80を想定をして計算されたもので、それについて一般財源の負担割合で、日吉津村が約1億800万程度ということであります。

これについて令和3年から9年まで分けまして、3年度は1,000万ということにしておりますけれども、最高2,000万ぐらいを積立てを予定しております、令和8年には今の保育所の起債の返還が始まると想定をしておりますので、8年には300万程度に減らしてですね、要は調整をしながら1億800万程度のものを7年間で積み立てるという予定にしております。

ですからまだ想定ですので、その時の状況を見ながら額を決めたいという具合に思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 先ほど80パーセントと20パーセントって言われましたですかね。

そのことはもう決まったんでしょうか。以前の質問においてその割合のことを話した時に、まだこれから検討していきで決めるんだっていう答弁だったと思いますけれども、これはもう決められたっていうことなんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えします。このあいだ組合議会もありましたので、ちょっと確認をさせていただいて一応わたしの試算では想定ということできいておりますので、確認をさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この基金の積立てについては各市町村によっては、起債で対応するというようなところもあるかと思うんですけれども、その日吉津村としてこの基金積立てのいわばそういう方法論としてですね、そういう選択した意図をひとつ補足説明をいただきたいと思ひますし、広域のいわば協議の中で、積立てをしておかなければならないというふうな何かそういうルールはあるんでしょうか。ということで2点願ひします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えします。当初は過疎債があるところは自分の所に対応するというので、それ以外の4市町村については広域の方で積立てをお願いして、それに村が負担金を払っておりますので、それに上乘せをして払っていくということでしたけれども、その4市町村でやっぱり自分のところで準備しようということになりまして、じゃあどういう形ですかということで、いろいろ考えて一般財源といいますか、財政調整基金を9年、実際にいる時に1億払おうかということも考えましたけれども、やはり準備が必要だということで基金条例を定めて、そのお金を少しでも積み立てておこうということで、起債を借りるということは今のところ考えておりません、一応積み立てていこうということで今回させていただいたものであります。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。先ほど同僚議員の方から、この総額、総務課長の方から今318億というお話があったんですけども、このまず均等割については20パーセントですね、これは西部広域でこの均等割の率というのは決まっているのか、このあたり、うちの議会としてはまずこの20パーについての説明は受けてないですし、他町の議員さんからはこの20パーについては非常に問題となるなということでは、他町の議員さんと出会った時には「山路さんどう思う」というような話もこれまで聞いているところですけども、このあたり少し今確かめますということではいいんですけども、具体的にこのあたりもう西部広域で決まったらそのまま日吉津村としては受けざるを得ないのか、そのあたりについて考え方ですね、一つ聞いておきたいですけども。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員のご質問にお答えします。基本的には西部広域のいろいろな事業に係るものについては、均等割20、人口割80ということになっております。今回、建設費ということでこれが確定したかどうかというのは先ほど言いましたように確認をさせていただきますけれども、まだ運営費の方は決まっておりませんので、そちらの方はまだこれからという具合に思っております。今のところは均等割20、人口割80を想定という形では考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第3 議案第4号

○議長（井藤 稔君） 日程第3、議案4号日吉津村公共施設等建設基金条例の全部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。設置の1条ですけれども、社会福祉、社会教育、学校教育、学校施設とありますが、都市施設というのがございますね。これについてちょっとどういうものかを説明をお願いいたします。

それとこの中には[「ちょっと、マイク、近づけてよろしく」と呼ぶ者あり]この設置の中に日吉津村公共施設等整備基金、全部を一応含むというふうに書いてありますけれども、これ下水道というのは特別会計になっていますのでこれは違いますか。そういう整備も全部入ってくるものでしょうか。それで都市施設というところを説明をお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。都市施設というのは下水もはいますし、公園とか道路それからこちらの方に書いております社会福祉施設とか教育施設とか全てはいるものですけれども、設置のところでは社会福祉施設、社会教育施設、学校施設等、まあその他の都市施設というかたちで記載をしております。ですから全ての物に対しての整備基金ということでご理解いただきたいという具合に思います。

○議長（井藤 稔君） 他にありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。建設基金から整備基金になったということで、率直に言うといろんな施設の今後の維持管理なり、メンテナンスが大きな作業になるだろうということの想定だろうというふうには思いますが、ただまあ基金の使い方としてはある程度歯止めといいますかね、普通の財源にどんどん充当するようなことではいけないとは思って、そのあたりまあ村長が別に定めるという7条がありますので、その辺があるのかないかなければ一定のですね、基準をしてその基準に沿って基金を使っていくというふうな制度を明解にしておいた

方がいいのではないかなというふうに思います。その点についての検討はどうかということが1点、それからもう1点はこの条例の経過措置の辺で言い当ててるのかも知れませんが、基金の名称が変わった場合に、例えば予算の方で一方を減じて新しい基金を予算化するというふうな、そういう手続きは予算の組み立て上必要なかったのかなと思うんで、その点についてもあわせてご答弁いただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。別に定めるという所の検討はしておりませんが、今回の保育所の関係も公共施設等、それから他の基金とそれから起債という具合に考えておまして、やはり起債と基金とそれからその時の起債の返還とか財政状況を見つつ、適正運営をしていきたいという具合には思っておりますので、基準というものは今のところ検討しておりませんが、そのあたりについては検討を加えてみたいという具合には思います。

それから予算については一応4月1日から施行ということで、名称はどうしようかなということとは検討はしましたけれども、4月1日からのスタートということですので、補正等については現状のままの基金という名前にしております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） ご説明の趣旨はわかりましたけれど、やっぱり道路とか公園がはいつてくると結局基金をまず利用しようというふうになるんじゃないかなと思うんで、やはりある程度の金額の想定ですとか、あるいはこの基金を使う施設の状況ですとかそういったものはルールを決めておく方が、担当者が変わった時に便利に使ってしまうんではどうかというふうに思うんで、その点はそういう方向で検討をいただきたいと思います。

それから予算のこともわかりますが、要するに新年度の予算でこの辺の減じた方と設置した方が必要んじゃないかということなので、そういった趣旨なので改めてその辺の適正な手順ということを確認をいただいて問題がなければいいんですが、やはり明解にすべきということであればその方向で考えていただきたいと、まあ2点、要望みたいになります。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ほかにないので質疑を終わります。

ここで申し上げておきます。あくまでも議案質疑でございますので、要望というようなのはなるべく控えていただくということによろしく願います。

日程第4 議案第5号

○議長(井藤 稔君) 日程第4、議案第5号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井藤 稔君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第5 議案第6号

○議長(井藤 稔君) 日程第5、議案第6号日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井藤 稔君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第6 議案第7号

○議長(井藤 稔君) 日程第6、議案第7号日吉津村奨学基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。奨学基金の廃止条例ですけれども、今回のようにコロナという特別な状況になっていますけれども、こういう中で今の学生がたいへん厳しい状況にあるということをいわれていますけれども、今後においてですけれども、こういう状況がまた起こらないとも限らないと思っていて、そういう場合の対応についてですね、現在は一般財源で全部対応していますけれども、この奨学金というのがなくても今後ずっとしていけるというそういうことの考えの基になされたのでしょうか。今後のことも検討の上ではわかっていますけれども、その点のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。この奨学資金の基金につきましては、以前にも議員の方から必要性について検討して、廃止も考えないといけないのではないかとご指摘もいただきました。基金自体が200万ということで以前より積立てが行われていないという状況の中で貸付金の元利収入も財源として充てておりますので、今後については貸付金の元利収入が入ってくるという中で、今回は廃止をさせていただきました。

ただ、今言われましたようにコロナとかそういうこともあります。ほかの財源っていいですか、減免っていいですか、そういうことは今後検討する余地があるかなという具合に思っておりますけれども、財源としては貸付金元利収入を充てながら、状況を見ながらということで考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第7 議案第8号

○議長（井藤 稔君） 日程第7、議案第8号日吉津村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。この条例設定にあたっては西部の町村会で検討の結果されているとは思いますが、これを同じにしていき日吉津村の現在の消防団員のみに不利になるというようなことはないですね。その点を伺います。

それとこの日吉津村ではこの条例が廃止されるけれども、西部地区の町村会の方でもって行くのでこういうことになりますということは、現在の消防団員の方には説明がされているのでしょうか。その2点お願いをいたします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。これは退職報償金の事務が村から鳥取県の総合組合の方に移行すると、一括でされるということで元々がそちらの方からお金をいただいて、退職報償金を支払っているという中でですのでそれが一括事業になるというこ

とであります。ですから、団員の方に不利になるということもありませんし、全県下が鳥取県一本化ということになりますので、その辺りはご理解いただきたいという具合に思います。事務の内容ですので、団員に改めて説明はしておりませんが、きちっと県の方でしていただくということで理解をしております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 9 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 8、議案第 9 号日吉津村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 9 議案第 10 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 9、議案第 10 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 9 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

加藤議員。

○議員（9 番 加藤 修君） 9 番、加藤です。19 ページ、うなばら福祉事業団に対する補助金 3,000 万、これは令和 2 年度 3 月に当初予算で金額の入っていない債務負担行為を議決しておりますね。それにあたる金額というのがこの 3,000 万でしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。元年度の同じような 3 月議会で 2 年度の債務負担行為を承認をいただきまして、2 年度の当初予算の調書の方にも損失補填ということで、限度額は決めておりませんが掲げております。それに対して損失補填をしていただきたいということで、前回 3,000 万と今回 3 月議会で 3,000 万ということで、計 6,000 万の損失補填をお願いしたということであります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 加藤議員。

○議員（9 番 加藤 修君） 9 番、加藤です。ということはすでに議決をしているということで、これは粛々と執行しなければならないということですね。議員の責任において議決をしているわけですから、否決をするわけにはならないという項目ですね。

これについて、この3,000万が通ればうなばら福祉事業団うなばら荘は、令和3年度は正常に営業ができる状態になるということですね。ということは令和3年度のうなばら荘を、年度末で営業を打ち切るという西部広域からの最後通達があって、赤字の予定が月800万掛ける12イコール9,600万ありますよという損失補填の見込みを出されているこの状態の中で、じゃあどういふふうにするのかという村長の明確な答弁、意向をお伺いいたします。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。このうなばら荘のいわゆる運営ということに関しましては、これは西部広域行政管理組合が、公的サービスとして提供をしているものであると認識をしております。このことを受けまして本村のうなばら福祉事業団で、この指定管理を協定を組んで受けまして、これを現在令和2年度から令和3年度までということで指定管理を受けさせていただいているということでございます。

本村としましてはこのうなばら荘、高齢者の高齢者の福祉の施設ということで位置付けをしながら、このうなばら福祉事業団が運営をしているものでございますので、この西部広域が行う公的サービスというのを止めるわけにはいかないというふうに思っております。この令和3年度末までしっかりと、運営をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また現在、全国、世界中でこの新型コロナというのが猛威を振るっているわけございまして、この全国の宿泊ですとかあるいは宴会というような事業者が、大変大きな影響を受けているという現状があるというふうに認識をしております。これに対して国であったり、地方公共団体というのがこの地域の産業であったり、福祉であったり、このたびは福祉ですけれども、産業であったり、雇用をしっかりと守っていこうということで、国や県、市町村が支援をしているものでございます。これは国の方でも雇用調整助成金、こういったものも活用させていただきながら、また、西部広域の方でも令和2年度におきましては指定管理の納入金2,500万円を免除ということもいただきました。本村としましても、このまあうなばら荘の所在の村ということでしっかりと、先ほど申し上げました地域の産業、それから雇用、福祉をしっかりとこの協定をしております令和3年度末までは、しっかりと守りながら運営を継続をしていきたいと考えているところでござ

いますので、ぜひ、ご理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 加藤議員。

○議員（9番 加藤 修君） はい、3回目です。通常どおり営業を行うという方針ですね。営業すればするほど赤字になるんですよ。これ以上の税金の投入は認めないと、議会もそういうふうな考えの人が多いいと思いますし、一般質問において同僚議員が日吉津村はどういうふうに進めていくのかというその答えを聞こうと思っても、一切その答えが出てこない。

要するに西部広域がいましたから、はいそうですとだけいっているだけで、同僚議員の不満というのですね、日吉津村がどうするのかという話、それが一番聞きたかったところが何の答えもでてきていない。

それと、要するに直営ですという考えがあるのであれば、上物を買ってこのままうなばら荘をずっと営業していくんだという覚悟を持ってされるのであればまた別の話なんです。そうすれば今からもうすでに特別委員会をつくって、検討に入らなければいけないんです。どうやったら直営でできるのか。そうでなくて広域がもうやめますから、じゃあ、うちらもやめると、すべて言いなりじゃないですか。これまでも何億つぎ込んでるんですか、うなばら荘に。これ以上まだ負担させるんですか、村民の方に。

もう一回明確な答弁をお願いします。日吉津村はどうするのか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長です。これはこの度西部広域でこのうなばら荘の在り方検討ということが進めて来られたところで、この中で今最終報告ということで、この施設を民間への譲渡ということを進めていこうという方向性になっております。これはそのうなばら荘の運営形態についてどうしていこうかという話だとわたしは思っています。そのこの度広域での運営ということではなくなる方向性ではございますけれども、これ民間がしっかりと運営をしていただく、民間の力も借りながら、より良い運営になっていくということが重要ではないだろうかというふうに、わたしは考えているところでございます。

ということでございまして、先ほどの最初の答弁でも申し上げたところでございますけれども、しっかりと令和3年度までは運営をしていきたい。これは後ほどの当初予算の方の関係になるかも知れませんが、国の交付金等も活用させていただきながらより多くの方々に利用していただくような制度を設けたり、また、運営の方でもたくさんの方に利用いただけるような努力もしながら、経営の経費の削減等も図りながらこれは運用をしていきたいというふうに考えており

ます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（2 番 山路 有君） 2 番、山路です。まああの同僚議員が先ほど、うなばら荘のこの 3,000 万補助金について質疑をされましたので、引き続いてわたしはこのうなばら荘の今後の問題について質問をしたいと思います。一般会計の補正予算の 7 ページに一般財団法人うなばら福祉事業団に対する損失補填というこの債務負担行為、ここに地方自治法には金額をいれなくても文言でもいいですよという、これまで同僚議員が数字を入れたほうがいいですよということがあったんですけども、こういうことも地方自治法では通るということになっておりまして、またこのようにされていると思います。

ここ、これが令和 3 年度今回に上程されていることが、令和 3 年度のことについての債務負担行為ですので、次年度についてのを少しお伺いしたいと思います。非常に令和 3 年度は西部広域では民間に譲渡するこの日程を組んでおります。日吉津村は今村長が言われるように粛々とですね、営業をしていくと、非常に矛盾する 1 年間に、方やもう閉める準備に入ると、方や指定管理を受けている日吉津村は営業をするということで、まことにわたしは他町のこうした旅館等を見ると、この間一般質問でお話ししましたような、お客さんがこういうことになると総務課長月が 800 万くらいの 12 ヶ月で、9,600 万見込めるといようなことを言われていたんですけども、そうはなかなかお客さんが閉めるような話があるところに、そうお客さんが行くのかなと心配している。

そこであまりこのことを長くしてもいけませんので、ちょっと総務課長列記してくださいや、お聞きしたいことが 6 点あります。まず 1 点がですね、ここに債務負担行為を上程されているということは、1 点目が令和 3 年度にはいつから銀行借入れをどの程度、多分にわたしは前年度、本年度すれば 2,000 万、1,000 万で 3,000 万、銀行借入れをしているということがあるわけで、まず、銀行借入れは令和 3 年度はどの程度見込んでいるのかと。それから 2 点目がうなばら福祉事業団今回 3,000 万しておりますけれども、令和 2 年をとると 9 月に 3,000 万、今回 3,000 万ということでどの程度の補助金を令和 3 年度村からの補助金を見込んでいるかと、3 点目が本年度も銀行から借入れした時に、もちろん議会は議決しているわけで債務負担行為ね。そうした場合に例えば令和 3 年度に入ってから 5 月に 2,000 万借りました。6 月に 1,000 万借りました。例えば今後ですよ。そういうことを議会に報告をしなくてもいいのか。令和 2 年度はまったくそ

ういう報告がなくて、昨年9月定例会で銀行借入れはされているんですかって言いましたら、いや、5月に2,000万、6月に1,000万ですかね、したということで議会は報告は受けております。こうした議決をする限りは議会も、いつにいくら銀行借入れをしたという報告をする義務があるんじゃないかなと思っております。

4点目がですね、これ昨年9月の例をあげると、つまり何を言いたいかというと債務負担行為に今回も文言なんですけれども、3,000万以上は借りれないということで、返済能力がないから3,000万以上は借りれないということを総務課長の方が言われたらですね、今回令和3年度におけるこの限度額の文言を、例えば2,000万までとか、この金額を入れてもいいのらないかというふうに思っております。

それから5点目がですね、令和3年度、今のところ9,600万、月に800万の赤字が出て12掛けるから9,600万、ただね、令和3年度の西部広域の納入金は発生しないのかと、確かに今先ほど村長も言われたように西部広域から令和2年度は2,500万納入金免除してもらったと、ただ、西部広域も相当工面してこの2,500万集められたというふうにわたしはこれまでお伺いしております。そうすると令和3年度の2,500万はわたしは納入せないけんだないかと、単純に考えれば9,600万と2,500万、およそ1億2,000万ちかくのお金が発生するのかなと思ったりはします。わたしの計算です、あくまでも。

6点目が、実質令和3年度で職員の解雇というのが発生するわけで、このあたりわたしもですね、この解雇に関わる詳細というのをずっと調べてこまいました。そうすると解雇にも4種類の解雇があって、今回のような解雇をするとわたしは多分うなばら荘の職員さんは、退職積金はされていると思うんで、自己都合による退職の場合は退職積金で対応されると思うんですけれども、今度うなばら福祉事業団がこうした問題があって、職員に退職の勧告する時には退職積金されている以外の補填をしなくてはならないんじゃないかなという、何か素朴な疑問を感じています。

以上、この1点目から6点目、えらい長くなって申し訳ないですけども、少しお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員のご質問にお答えいたします。1点目の令和3年度借入金についてですけども、もともと運転資金でうなばら荘の方がだいたい毎年2,000万を当初に借入れされて、運営されて返しているという状況であります。令和2年度は2,000万プラス1,000

万ということで当時 3,000 万までを借入れる上限にしようということが決められておまして、その満額の今回は 3,000 万を借りられたということでもありますので、令和 3 年度も当初 5 月ぐらゐに運転資金ということで、これが 2,000 万なのかいくらかはわかりませんが、通常であれば 2,000 万の借入れを行われて、運転資金として動かれるということでもあります。

それから 2 点目の 3 年の補助金見込みということでもありますけれども、この間お話ししたのは 2 月、3 月、今の状況でまったく人が来ない状況の中で、800 万ぐらゐのマイナスになるということでそれがもし 12 ヶ月続いた場合に 9,600 万という、まあ最悪の状態を考えた時に 9,600 万というお話をさせていただきました。ですから、まったく補助金なり何もなければ 9,600 万が赤字となりますので、9,600 万全額をうちが負担ということも最悪の状況としてはありますけれども、国の補助金がどこまで続くのかそういう所も含めて、そのあたりのカバーということになってくるという具合に考えております。

それから借入れした報告義務はということで、今までも運転資金ということで借入れてその都度報告はしておりません。決算の時に借入金がというようなお話をさせていただいておりますけれども、必要であれば借入れられた後の、最近では経営見込みをお話しをしておりますので、そういう説明の中で、今いくら借入れをされているということは報告できるかなという具合に思っております。

それから債務負担行為に金額を入れられないかということですが、先ほど申しましたようにどれくらい金額になるかわかりません。そういう状況の中で指定管理ということで、2 年間赤字が続くと解散ということがありますので、以前から補填額というかたちで限度額を定めない債務負担行為を承認をいただいていたということでもありますので、例えば 2,000 万と入れた場合には今回であれば、もう 4,000 万たりないということになりますので解散ということになります。ということで、状況がなかなかきびしい状況の中ですので、村としては補填する額という文言でできればお願いしたいという具合に思っております。

それから 5 点目の最悪の 9,600 万になった時に、プラスの 2,500 万になるんじゃないかということですが、これは毎月使用料ということで、納入金ということで経費の中に含まれておりますので、9,600 万にプラスすることはありません。この中に含まれているということでご理解をいただきたいと思っております。

それから職員の解雇ということで、退職の関係の補填はあるのかということですが、まだそのあたりについては、検討しておりませんのでそのあたり解雇というか、うちとしては今お

られる職員を改めて今後運営をされるところに使っていただくという要望もしておりますし、そういうかたちでの意向にしていきたいという具合に思っておりますので、必要な額があった時にはそのあたりの計算をして、考えていきたいという具合に思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） たいへんわたしもある面では本当に笑い事ではなくて、聞きにくい質疑をしているなど、何とか村長の言われるように見通しをもって、令和3年度も契約というのですか、指定管理の契約していたとおりに、後1年できればいいと思うんですけども、ただ、ここまでわたしもずっと積算してまいりますと、多分今回令和3年度も含めると3億過ぎる、3億数千万の赤字補填をここ10年間でですね、していかないけんような数字になるなと思ってます。

後、そうしますとですね、わたしだけあまり質疑してもいけませんので、そうすると今5点目の西部広域納入金、含まれるとか、含まれないのは置いといて、納入金は発生するのか発生しないのか、その部分をもう少しお伺いしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員のご質問にお答えいたします。納入金については以前にも説明しましたように、施設の改修といいますかそういうお金を計算をして10年間で2億5,000万掛かるという中で、定額の2,500万と1年あたり、2,500万というものが決まりましてそれをずっと支払ってきているということであります。2年度はこれを減免していただきましたけれども、通常であれば来年度2,500万を支払っていくということであります。ただ状況によってはそのあたりについて、検討いただける部分があればそういう相談はさせてもらいたいと思っておりますけれども、通常の支払い義務ということであります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） なかなか今、この2,500万を令和2年どおり、令和3年度に免除してもらおうということは、なかなか難しいじゃあないかなというふうに思います。後わたしのだいたい質問事項は終わったんですけども、先ほど同僚議員の今回3,000万補填補助金を出すことについて、わたし執行部の方からいやそうじゃあないですよということを言い方されるのかなと思ってたんですけども、今回3,000万の補助金はこれは令和2年度で、令和3年度に引きずっていくお金はないとわたしは理解しておりますけれども、今の説明ではこの3,000万をもって令和3年度、つまり次年度に充てるお金があるというような答弁されたように思いますけれど

も、これはもう3,000万は令和2年度の締めてしまっていて、後は今総務課長が言われるように債務負担行為を起こして、うなばら荘として銀行借入れをしてやっていくというすじだと思っておりますけれども、その辺りを少し、もう再質問できませんので明確にお願いします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員のご質問にお答えします。今回補正した3,000万というところで、この間ちょっと資料をお配りさせていただきましたけれども、現在の見込みが約2,600万の赤字になると、残りですね。それに対して3,000万の補助金ということで予定をしております。ですから、この3,000を支払ったら赤字が消えて解散もなくなるという状況であります。ですから、新年度はまたうなばら荘の方が、借入れを起こされて運転資金を回されながら、運営をしていくというスタートになります。ですからこの3,000万はこの2年度で終わりということです。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。先ほど債務負担行為についていろいろ説明をいただきましたので、だいたい理解はしましたけれども、債務負担行為っていうのはその事業者が最終決算をして、負債が出た場合に全額を出資をしているところが負担をしていくということだと思います。ですので、途中借入れをされる時ですけれども、それは借せるところについては日吉津村が債務負担行為をしておるので、それが保証人となって借りれるということだろうと思います。

ですので、その金額が一応書いてないということはどういうことかということとはわかりませんので、これまでの年々の中の中から、3,000万ぐらいはいいだろうという考え方で、銀行の方がされるのではないかなとわたしは受け取っています。それを理事会に諮られて限度額を決められるんだと思いますけれども、途中で出される借入れの金額というのは、債務負担行為ではないと思っていますね。

最終それを締められた時に、いくらになるかということだと思っておりますけれども、途中で借りられるのは一応役場がバックアップをして、運転資金として2,000万なり3,000万を借入れると、保証がしっかりしているので、貸し出しをしましょうということではないかとわたしは理解をしています。最終に締めた時に、一応それが3,000万借入れをしとったけども、それも加えて4,000万になったと、とすれば、それは金額が入れてありませんので、4,000万を役場の方から債務負

担行為として出していくっていう結果になるんだろうと思います。今回は3,000万と3,000万で6,000万ということかなと思うんですけども、幸いにして2,500万が減額をされましたので、それ分を引いていくということがあろうかと思います。

ですので、やっぱり債務負担行為についてはきちんとこう捉えていかないといけない。増えてくれば増えるほど出していくという方向になると思いますので、今後、うなばら荘が3年度で多分閉めていくという方向にはなると思うんですけども、それに大きな金額が出ないように努力をしていかんといけんということかなというふうには受け取っています。その点をみんなで、こう向うで働いておられる職員さんでもですけども、職員にばかり責任をつけてもいけないので、その点は考えていこうとは思ってはいますが、申し訳ありません。それは意見として述べさせていただいて、すみません、議長さんこれ、うなばら荘のことについてだけじゃなくていいですよ。ね。補正予算。

○議長（井藤 稔君） はい、ですよ。

○議員（4番 三島 尋子君） はい、13ページに新型コロナウイルスの対応で地方創生の臨時交付金というので1,420万入っています。その中にうなばら荘への対策費もありますということでした。それがいくらあるのかを聞きたいと思います。この中身を教えてください。

それと18ページの企画費の役務費で通信運搬費が668万減額になっています。これはどういうものかということ、一応その点をお願いします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えします。13ページの地方創生臨時交付金については、うなばら荘には1,700万円の予定をしております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 三島議員のご質問にお答えいたします。18ページの企画費の役務費、通信運搬費668万円の減ということなんですけれども、これはふるさと納税に伴います返礼品の送料とそれから学生応援パック、コロナ対策で実施したんですけれども、その送料の減額の合計となっております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 先ほど答えていただきました総務課長の方から、13ページの1,420万ほどの中のうなばら荘へ1,700万ということでしたけれども、これの1,400万の内訳がちょっ

と聞きたかったんです。それから先ほど企画費の方ですけれども、インターネットの方はふるさと納税って書いてありますが、通信運搬費もそういうことで減ってきたので通信の方も減ったっていうことなんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。失礼いたしました。新型コロナの対策の金融支援事業で経営継続支援給付金を予定しておりましたが、1,312万の減ということでございます。それから新型コロナ対策資金利子補助基金の方に998万、それからうなばら荘の方に1,700万円、それから小規模農家の農作業省力化支援事業に200万というのが大きなところであります。あと、エアコン購入の助成事業の減額115万8,000円等々で、合計しますと1,420万9,000円ということになります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 三島議員のご質問にお答えします。企画費のそれぞれ出なんです、これはふるさと納税の寄附額、補正前1億8,000万見込んでいましたが5,000万の減で、これは15ページの一番下の方ですね。総務寄附金、5,000万の減に伴いまして1億3,000万を見込んでおります。それに伴います歳出の方も、すべて減額というふうになっております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。補正予算について6点ほどお伺いしたいと思います。まず、1点目は歳入の15ページのところに、農林水産業費の県の補助金が180万ほど減額になっていまして、それと関連すると思うんですが支出の方に、農業委員さんの報酬が190万ほど減額になってますね。関連するのかなと思うんですが、そもそも農業委員さんの報酬が月額報酬だと思うんですが、昨年6月から新しい体制になって、ここが減額した経緯というのはどういった理由なのかということ、それを1点目お聞かせいただきたいと思います。

それから2点目はですね、歳入の17ページのところに減収補填債が400万ほどあげられておりますが、これの理由としては何か法人税の減額とかですね、そういったことがあったかと思うんですが、この減収補填債のいわばどういう経緯で、この減収補填債を起こしたかというふうなところを説明いただきたいと思います。

それから4点目ですが、28ページ支出の方で消防費の関係で備品購入が160万、同じ備品購入

で 140 万ということで、300 万が減額になっておりますがこの辺りの内容はどういうわけでこの減額か、いろいろ備品は補充すればよきそうなものなんですが、そこを伺いたいのと、まあその点ですね。

それから同じページの消防費の中で、ブロック塀の撤去改修事業補助金ということで 160 万減額になっておりますが、この辺の事業の全体額からいうとかなりな減額だと思うんですけども、十分広報なり事業の成果が上がってないのではないかというふうに思うわけですが、その辺についての補足説明をお願いします。

それから 6 点目ですが、資料館の方でこの補正には上がっておりませんが、12 月に補正やりましたいわゆる収蔵保管施設ですね、すでに設計、入札がされていたというふうに思うんですけども、いわゆる受け差ということでここで減額等は必要なかったのかなと、その辺の経過をここに何も触れていないので、あるいは専決処分という考えはあるのかも知れませんが、どういった状況であったかというふうに伺いたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） だれからいきますか。

益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えいたします。農業委員会の関係の予算補正の関係でご質問いただいております。収入と支出についてなんですけれども、これが 10 割の補助ということではございませんので、収入と支出につきましては数字が違ってきておるといところひとつありますけれども、この報酬につきまして農業委員会の方の報酬の仕組みといますか、農地の最適化ということでここ 2、3 年前に、国の方から新たな仕組みで補助金が出される形になったわけなんですけれども、そちらの方の内容につきまして、活動実績、これは農業委員さんが実際に活動された日数等で計算をさせていただくものになりますし、成果実績ということでこちらの方は荒廃農地の減少でありますとか、あるいは農地の集積、集約化等の実績、こちらに対する報酬になるわけなんですけれども、ここの部分が当初見込んでおりました金額よりも、実際には金額がかなり少なかったということでございまして、活動実績の方につきましては 30 万円の減ということでございまして、後、成果実績ということで当初 168 万を上げさしてもらってございましたけれども、こちらの方荒廃農地につきまして、昨年よりも面積的に増えたということでこちらの成果実績の方が、見込み額がゼロということで当初上げさしてもらっておりました金額を、こちらはまるまる減額という形でこの度の減額 198 万の金額を上げさせていただいております。それに対する収入額の部分が、180 万 6,000 円というかたちの金額になってお

ります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。最初の村債の減収補填債ですけれども、通常であれば法人税等の減収によって発行ということでもありますけれども、今回、コロナの関係で特別に地方消費税交付金が減額になっているということもありまして、地方消費税交付金並びにたばこ税、揮発油譲与税等計算をしまして、減収補填を借りるということで対応したものであります。

それから28ページの消防費の方の備品購入ですけれども、消火用備品についてはホースとか管鎗とか契約差額ということでの減額が主なものであります。それから消防団活動備品については、操法大会等が中止になったりしましたのでそういうものの減額、それから消防団員等の服等の減ということでもあります。

それからブロック塀の方ですけれども予定としては3件、それから撤去の方が、基幹の方が3件改修が3件、それから効果の方が4件改修4件ということで予算をしておりましたけれども、実際には撤去、改修が2件ずつということで30年度、元年度も3件ということで多くありませんけれども、撤去と改修をすると結構な額になります。ですから相談はあるんですけれどもやめられた方もありますし、必要な方についてはされているということでもあります。

周知の方ということでもありますので、周知の方しておりますけれども更に周知はしていきたいという具合に思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 資料館の関係はだれ。横田教育課長

○教育課長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えいたします。資料館に係る倉庫、すでに進んでおります委託料等のことについて、今回の補正で出てきていないということについてなのですが、委託等に係る費用については、12月補正予算で計上しております220万というふうなところでこれは変更はございません。以上です。

[「工事費は」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 前田議員以上でよろしいですか。まだ、はい、工事費のこと。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。資料館については6ページの方に、繰越し明許費ということで繰越し事業でありますので、まだこれからの事業もあるということでご理解いただければという具合に思います。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） ありがとうございます。まあ、少しわかりにくい面もあったんですけども、新年度の予算の審議等でもう一回確認をさせていただきたいと思います。

それで更に申し訳ないんですが2点あります。1点はですね、先ほど同僚議員の方が聞きましたですね、この新型コロナに対する臨時交付金です。12月にも補正をされていますし、総務課長のほうからいろいろ説明はあったんですけども、改めてこの令和2年度に臨時交付金がどれだけ入って、こういう事業に執行したんだということを概略お知らせいただきたい。もし今、十分な資料がなければ、この後でも資料提供いただきたいということが1点。

それから、大変重要な問題であるうなばら荘の問題であります。先ほどの議論もありますが、そもそも施設使用料の2,500万が減免をしていただけるという話は、もう広域のいわゆる機関決定っていいですかね、正副管理者会議で明解に決まったのかということ。1点と、それから日吉津村としては、令和3年までは責任を持って運営をしたいという意向を村長は今言ったわけですが、その中でですね、コロナ禍という問題をどう克服するかという点で言えば、広域行政の各管理者の各市町村の皆さんに、やっぱりそこはしっかり訴えていく必要があるんじゃないかと思うんで、そのあたりをこの間村長としては、日吉津村としての実情をどのように他の町村長さん、あるいは管理者の方の訴えられてきたかということ、補足をいただきたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。補正予算の方で上げておりますけれども、補正後の予算額としては1億2,000万ほど上げております。今までいろいろ事業を考えた中で、減額をして組み替えたりしたものがありますので、先ほど説明したとおり新に利子補償基金998万、それからうなばら荘の方に1,700万、小規模農家の農作業に200万等々、新しいものも含めて1億2,000万程度ということになります。

3次補正についてはまた新年度の方に一部充てておまして、残りの額1,000万程度については、また補正等で検討していきたいということで、3次補正の方が3,800万ぐらいということで予定しております。

それから2,500万の減免は決定かということで、組合議会でも通っておりますので、決定ということでお伝えしたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。今総務課長が申し上げましたとおり、令和2年度のこのうなばら荘に関する指定管理者納入金については、先般行われました2月22日の組合の議会の方で議決をいただいておりますので、これは減免ということが決定をしているところでございます。そこに至るまでの過程のこともそうなんですけれども、わたくしのほうからうなばら荘の現状であるとかについては、正副管理者会議であるとかあるいは普段のやり取りの中でもお伝えをさせていただいて、そういった中で、この度の納入金についても配慮をいただけるというようなことになって、というふうに認識をしているところでございます。

今後につきましても、現状をしっかりとお伝えをしながら相談をさせていったり、相談をさせていただいたりということで、また利用の促進等に関しましても、PR等々していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。8点ほどでしょうか、ちょっと多いですけども、質問をさせていただきたいと思います。ちょっと、うなばらの件は一番最後に回したいと思います。この補正予算初のページを追って行きたいと思います。

まず1点目、21ページの今回の保育所複合施設の、特に役務費と委託料がこれが減額補正になっております。これらについて、役務費の中でこれらが減る要因ってそんなにないような気がしますけれども、それと委託料もこれも減額で1,500万もあるんですが、これらの減額の要因をお聞きしたいなというふうに思います。

すでに設計の方は5月には終わって、それから着工ということのようにお伺いをしました。令和3年度新年度予算には、すでに当該建物に関する委託料が1,200万ほど、これは工事の管理業務、要するに着工をして施行が始まる時に必要な業務の委託料が計上されております。同じく工事請負費もここで載っております。額はこの場であまり言わない方が今後のためにはいいと思いますので、言わずにおきます。これらのタイミングについてどのようにされているのか、この減額の要因についてが1点目、それから後の点については、実績をちょっと報告とお伺いはしておきたいと思います。

順番おって25ページ、今回小規模農家の草刈り機が主なものですけども、上限10万円として更に今回10万円の10台分として見込みで、100万円追加補正がされております。これらにつ

いては、実績としてわたしの聞くとところ大変これをチャンスということで、草刈り機の導入をされた方が多々おられたと思いますので、これらやはりそういう需要が高くて、補正で対応して今回に臨まれたのかということその点、3点目これは26ページですね。特に今回のコロナ禍の、商工振興費の経営継続支援給付金という項目がありますよね、負担金補助金の、これでまあ1,300万ほど減額をされておりますが、この経営者のかたについての給付金の部分で、大幅な減額となっているのの主な要因というのはどのように分析されているのですか。

それから次、先ほど前田議員の方からもありました28ページのブロック塀です。162万3,000円のこれ減額です。これはわたしも調査をしていろいろ見ておきますと、この減額というのは使いたくても使えない、という日吉津の実情があったものと分析をしております。

要するに、従来の集落の中にありますブロック塀ですね、これらはだいたい道路が俗にいうまあ2項道路といいましょうか、業界でいいますと建築基準法42条2項道路というやつです。現状で4メートルの幅員がなくても、都計法が設定された段階で、2メートル以上の幅員がある場合については、建物を建ててもよろしいですよという接道の義務規定に可となる道路です。ところがこの撤去をしてほしいという危ない物件が、これらの道路に接道しているブロック塀なんです。ところがこれを撤去いたしますと、その部分についての4メートルのセンターから2メートルバックですから、その部分については新たな工作物ができないんです。

ですからわたしこれは、進まないなというふうには思ってはみましたがけれども、これらの実情はやはりそういうことが要因で、これだけのお金は執行したくてもできなかったのかどうか、その辺の分析はどうみておられますか。今後これの補助金の云々についてはそういつまでも、いつまでも出せるものじゃないはずですから、その点についてどう考えておられます。

それから次、これは教育委員会ですかね、これはあんまりどうかな。31ページのこの今回村のダンスの云々というのがあって、コロナで云々ということでダンスコスチュームなりの減額があったんですけども、これらの実際そのダンスグループさんとかそういうのの現状と、多分それらがあつたことでの減額になったと思いますが、そういうのの現状のこれらの減額部分と事業の状況を再度確認したいと思います。

それから34ページから、要するに給与表の所の点についてですが、まず34ページのその他の特別職が5人減になっていましたけれども、これは何の特別職さんの原因分だったかなということ。

それから36ページ会計年度任用職員以外の職員、このカッコの3、短時間勤務職員これってど

ういものなのか説明受けたと思います。短時間勤務の、それから 37 ページ会計任用職員が補正前 56 名から 1 名減って 55 名になっています。これについても先ほどの会計任用職員と同様に人数異動の説明。

それから 38 ページ、この給与のその他の増減分の一番下書いてあります会計年度不採用ということで、おおむね 1 名分の減額がここに 199 万 1,000 円出ております。これってどういう内容なのか説明いただきたい。

それから先ほど頼から話題になっておりますうなばら荘の話です。今回 3,000 万の補正をされます。それは令和 2 年度の最終的な資金不足におちいる為に、これを補正をしたいという意向は予算書で汲んで取れます。しかしながらこの 7 ページの債務負担行為は、次年度の令和 3 年度の債務負担行為を、令和 2 年度の最終の補正予算書に計上されておるんです。要は来年の話が鬼が笑うとはいいますが、次年度の借金をするのを今のなかいに暮れの大晦日にですね、来年正月明けてから借金させるやつの借入れ起こすけん頼むわ、というようなものと同じですよ。

特にこの件については、わたしは日吉津村の予算の中でも一番悪しき風習だと思ってます。いつから続いてきたかというのは、根拠を出せと言われれば準備をします。この数年の間ですよ。10 年も経っていません。どなたが云々されたとか、云々とはわたしは申し上げたくはないですけども、これを金融機関が認めて、これを執行するというのは本当にね、村という大きな土俵があるから銀行貸して来るんですよ。ふつうならこれを貸す云々で金抜きの手形などというのを振り出してだれが貸してくれるんですか。わたしはそれはおかしいと思っております。それはいいです。そこまでわたしの気持ちの部分と質問のところが操作して方向がブレたらいけません。わたしは、これは 3,000 万はじゃあ今年度で始末できるんであれば 2 年度の分は、3,000 万はじゃあ認めて、今回はこの予算としてわかりますよと、しかしながら、令和 3 年度の負債を負う損失補填の金額も書いてないものであること自体が、わたしはよろしくないというふうに思っておるんですが、これ今回の予算書の令和 3 年の一般会計予算が出るじゃないですか、この後に、その予算書にこれを書いて出されて、令和 3 年度にこれだけのうなばら荘経営のために一般財団法人うなばら福祉事業団が補填する額、金額は入っているか入っていないかはそちらの執行部の提案権がありますから、どうしてこれ令和 2 年の一番最後の補正に出して、令和 3 年度の当初予算にこれ書かれないんですか、わたしそこをね、合点がいかないというよりもそこが一番の今回の問題点なんですよ、とわたしは思っております。その点について下手な思惟的な要因が働いたらいけませんので、その辺ははっきりと言って下さい。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員に1点確認します。最初8点と言われましたけれども、10点じゃなかったかと思えますけれども、それでよろしいですね。

○議員（3番 橋井 満義君） あの8点と申しましたのは、その職員給与表の部分を細かく分けて言いましたので、それは一丸として給与表のことについてです。

○議長（井藤 稔君） あのページ数を追って言われましたので、また別かなという理解をしました。了解しました。

それでは高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。最初に28ページのブロック塀ですけども、橋井議員言われたように撤去まではできても、その後設置するのにセットバックをして、その状態にしないといけないということがあってなかなかできないと、撤去のみでされる方もあります。そういう基準がありますのでなかなか難しい部分があって、予算は組むけれども大きな減額になっているという状況は橋井議員が言われたとおりであります。なかなかこの対策事業自身がそういう形での基準となっておりますので、周知をしつつ進めていきたいという具合に思っております。

それから給与表の34ページですけども、その他の特別職5人減というのは青少年育成推進指導員ということで、7名が基準ではありますけれども、2名しかいないということで5名を減額したものであります。

それから35ページの比較カッコ3ということで、これについては短時間の勤務ということで、子どもが生まれて勤めていただくのに短時間勤務ということで、その3名の方を上げております。それが36ページの短時間3名の金額となって表れているということであります。

それから37ページの減の1については、38ページとも連動しますけれどもフレイル対策の歯科衛生士が募集がなかったということでできなかったということで、1名の減と会計年度不採用という形で記載をしております。

それからうなばら荘の関係につきましては、まず債務負担行為自体がですね、地方自治法214条に定める行為でありまして、将来にわたる債務負担する行為を、予算に含まれないものを上げておかないといけないという規定がありますので、こちらの方で3年度に予算化するためには、債務負担行為を2年度に議決を得ておかないといけないということであります。3年度の方では調書の方に、同じように3年度の補填する額ということで、債務負担行為の調書を上げております。金額が定まっておりますので、補正予算って必要な額については予算書に上げさしていた

だくことになるということでありまして、一つ戻れば元年度の同じ時期に2年度の債務負担行為を予定をさせていただいて、当初予算の方には調書に載させていただいて、9月と3月の3,000万、3,000万ということで予算化をして、予算書に計上させていただいたという行為ですので、逆にこの債務負担行為をしなければそういう行為ができませんので、そういう予定ということで今上げさせていただいているということでもあります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。21ページの児童福祉総務費の、役務費と委託料についての説明ということでございますが、この役務費四つ書いておりますこれすべて保育所等の複合施設の整備事業に関わるものでございます。まず、開発行為許可申請手数料ですけれども、こちらは県に提出する県証紙の分なんですけど、これが不要だったためにうちが12万円を減額させていただきます。それから建築確認申請手数料につきましては、これは実績額に基づく減額でございます。構造適合性判定審査手数料につきましても実績額に基づく減額であります。それから省エネ適合性判定審査手数料につきましては、これは3年の3月31日までの申請であつたら無料だったということで、22万2,000円を減額をさせていただいております。それでその下の委託料の1,586万5,000円の減額でございますが、こちらは予算現額に対する実績による減額でございます。実績の内訳といたしましては用地の測量業務が120万5,600円、それから設計業務の方が5,799万2,000円ということで、そちらの予算に対する減額ということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。25ページの小規模農家農作業省力化支援事業補助金の、この度12月に追加という形でお願いしているところでありますけれども、申請いただいております件数については、当初予定しておりました10件申請をしていただいております。追加のご相談も何件か受けさせていただいております。この度の補正に上げさせていただいておりますというような状況でございます。

次に、26ページの経営継続支援給付金でございますけれども、こちらにつきましては17件で約288万、そちらの方を給付金、お支払いをさせていただいております。予算の方は20万円で80件、1,600万ということで上げさせていただいたところでございますけれども、こちらの給付金につきましては、前年度月比15パーセント以上50パーセント未満の減少という枠を設けさせていただきまして、国の持続化給付金と重ならないような形で申請をお願い

しとったところでございますが、そちらの国の方の申請があった分、こちらの村の給付金の方の申請が少なかったのかなと、だぶるような形であったらもう少し申請も多かったのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えします。31 ページのダンサーコスチュームの購入についてのご質問をいただきましたが、ダンサーコスチューム実際に予定していたものからですね、インターネットでいろいろ調べながら、素材等も交渉して実際の出来上がりの金額を3分の2程度に抑えれたというふうなところで、その差額で減額が起きております。

その他ダンスについては、イベントであったり、ヴィレステひえづの休館期間等もあって、いろいろなところで減額が出ております。活動についてのご質問がありましたが、レッスンは毎週木曜日ずっと今でも続けられております。

ダンスイベント等は中止にはなったのですが、山陰放送のスマイルプロジェクトでずっと放映、CMの間にも放映がされていたりとかですね、11月には保護者に向けて本番にできなかったダンスの発表会を行う、あるいはまた完成したスカジャンを着て、この3月に入ってから全校の前で発表会を行いました。非常にダンスの出来ばえも良くて好評をいただいたところですが、またそういったことも踏まえて、令和3年度もこの流れで進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。先ほど来の実績等については了解をいたしました。ということで、今の職員給与表の中でフレイルの職員さんを予定をしておったけども、なかなかそこになかったということですが、今後ともこれについては継続をして募集をかけて取り組みをしたいという考えなのでしょうか。そこまず、1点。

それから先ほど保育所の件で、福祉保健課長答弁いただきましたけれども、今年度の予算書の戒名といたらいいのか、このあれですね、業務の名前の名称が違いますよね。この補正では保育所等複合施設新築工事になってますし、次の新年度予算の時にでも良かったんですけども、あれ、なんだっけ、何か違いますよね。これどういうふうにこの、新しくしようという建物はいつい正式には、なにが名称なんでしょうか。新しく建てる建物とそれから今の仮倉庫が今建築中ですよ、それらを含めたものなのか。多分、予算と資金調達の区分が違ったり云々して、あっちの陶芸倉庫の方は出ないんじゃないかなと思ったりしたんですが、5,000万ほどかけて作る

んですけれども、どうでしょうかね、そこちょっと、はっきりしたいと思います。それが2点目再質問の。

それから3番目、今のうなばら荘の話です。先ほどるる説明を受けました。要するに地公法の214条に基づいて、次年度のそれはしなくてはなりませんよということではありますが、例えばこれを当初予算に記載すること自体がだめなもんなんですか。まずそこ、それをはっきりしておきたいと、これを令和3年のものを2年度の最後の補正予算に組まずに、でもこれってすっきりすると思いますよ。当初予算にこの債務負担行為を書いても、それ、わたしバチ当たらない記載方法だと思いますけれども、わたしそこが釈然といかないんですよ。補正3,000万書かれているのはそれは、額を出されて、土俵にあげてですね、審議を求める。これは理解をできますけれども、そこはどういうふうに理解をしたらいいのかな。先ほども同僚議員の方からあった質問の中でも、次は6月定例会になっちゃいますよね。それで前年度からのルートから見ても、うなばら荘はだいたいこの春先に2,000万、それから今度は夏ぐらいに1,000万借りたいとか、たんかいしていますよね。そうすると6月の定例会までには予算執行しなくちゃいけない金が2,000万強はいるはずですよ。それでも、この4月1日の施行日に併せて新年度予算組んでありますから、それでしてもわたしおかしくないと思うんですけれども、その辺もう一度はっきりと確認しておきたいと思います。

以上の3点だけ、再質問お願いします。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。保育所等の複合施設整備事業という名称に関してなんですけれども、当初この保育所等複合施設整備事業という名前でスタートしました。それで途中で保育所だけじゃないということで、複合型子育て拠点施設の整備事業という名称を使っております。

それでじゃあ、これ今どうなんだということになるんですけれども、その名前と今ごっちゃになっておりまして、これは大変わかりにくいことになっておりますので、そこは予算としては両方同じものに対する予算ですので、きちっと整理してわかりやすいようにしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） はい、小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。フレイルの歯科衛生士の件ですけれども、2年度は当初で予算を組みまして募集をさしてもらったんですけれども、応

募がなかったということでした。事業自体も、言い訳になるんですけども、コロナの影響でなかなか外に出ていくようなこともできませんでしたので、フレイル評価システムというものを使って地域に出て行ったよというような説明も、一般質問の時から説明をさせていただきましたけれども、それについてはげんゆ勢力の中で対応させていただきました。それで新年度につきましてはこれもまたコロナの状況がどうなるかわかりませんので、一応それは募集はするようにはしておりません。今の体制の中で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。債務負担行為についてですけども、債務負担行為は先ほども申しましたように、歳出予算というのは当該年度に限る予算であります。債務負担行為は原則次年度以降、次年度以降経費支出が予想される部分について債務負担行為するというので理解しておりますので、今回3月補正で3年度の債務負担行為を上げさせていただいて、令和3年度の当初予算には調書として上げさせていただいて、実際に金額が必要になった時には歳出予算書に上げさせていただくということで、そういう行為をしておりますので、一応そういうやり方で、地方自治法に基づいて進めているということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3度目になりますので、最後になります。わかりました。フレイルについては、今のこのコロナ禍であるのでその部分についてはまた、コロナの終息後考えていただきたい。

それと、この複合施設の名称がころころころころ変わって、実際わたしどもも別の捉え方であるのか、補助金の部分で、ちょっとずつみんな切り出しで分けた事業があるのか、ゆうふうなのがすごく素朴な疑問に思ったものですから、今後ははっきりと、そこは統一をしていただきたいなというふうに思います。別事業に思えて、予算の重複等があるように見えてしまうものですから、それからまあ、うなばらの話なんですけれども自治法に基づいてということであったわけですが、最後になりますので、この214条をベースにしてのお話しだと思いますが、要するに次年度以降の債務負担行為を起こす場合については、その前にこの債務の項目を提示をしてするということが原則であるというふうに思っておりますが、わたしが聞きたいのはこれを新年度の予算書に書くことは違反といいますか、おかしいんですか。次年度以降ということがうたってあるから、ここに云々計上されたとは言われましたけれども、新年度の令和3年度の当初予算にこれを

記載して、令和3年度至る令和3年度うなばら荘に対する損失補填を、債務負担行為で新年度予算のように計上されることは誤った行為なのか、どうかいうものをわたしはここで確認をして質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員のご質問にお答えします。あくまでも、214条に基づいて後年度ということで債務負担行為を起こしておりますので、あの、新年度で上げることが違反かどうかというところまでは調べておりません。ちょっと、確認はしてみたいと思いますけれども、地方自治法に基づいて行っている行為ですので、間違った行為をしているという具合には思っておりません。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので、質疑を終わります。

ここで一時休憩をいたします。再開 11 時 10 分からといたしたいと思います。よろしく願いいたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（井藤 稔君） 再開します。

日程第 10 議案第 11 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 10、議案第 11 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。この国保会計においてこの 5 ページの部分なんですが、人間ドックの委託料が今回 260 万減額になっております。これらについての実績はどうだったのでしょうか。あの、やはりこれもコロナの影響があったのでしょうかね。でもドックって結構申し込みをされた人数は確定はある程度されておりましたから、その点で 260 万の減額というのは結構大きいなと思っております、いかがでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○健康福祉保健課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。人間ドックにつきましては、委託料当初は235名分で予算化をしておりました。それで実績といたしましては、186名ということで、やはり例年予算枠いっぱいぐらいの申し込みはあるんですけども、コロナの影響だったのかなというような分析はしているところであります。それと申し込み方法を今年度は丁度4月が申し込みの期間にしておりますので、コロナがとっても感染が拡大していた時期でしたので、郵便による申し込みにさせていただきました。そういったことも一つには理由にあるのかなというふうに思います。

ただ、12月にこれはかなり少ないぞということで、病院の方に枠を取っていただいて追加募集をさせていただいたんですが、その申し込みも4名しかなかったということですので、結果的にそういうような人数になってしまったということがございます。やはり来年度に向けて、もうちょっと申し込みしていただきやすいような工夫をする必要があるかなというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第11 議案第12号

○議長（井藤 稔君） 日程第11、議案第12号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第12 議案第13号

○議長（井藤 稔君） 日程第12、議案第13号令和2年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから令和3年度当初予算案4件を順次議題といたしますが、質疑終了後議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思っておりますので、質疑は総括的、基本的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

日程第13 議案第14号

○議長（井藤 稔君） 日程第13、議案第14号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてを議題といたします。質疑は歳出歳入一括とし、まず歳出から行います。歳出について質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。歳出についてということで、先ほど来の補正の議論と少し繰り返しになるかも知れませんが、95ページの債務負担行為ですね、うなばら荘の債務負担行為を新年度議決するというので提案をいただいておりますが、今のいろいろな議論の中で当面うなばら荘が新年度、例えば6月の議会の議決までの期間、運転をするための借入資金等ですね、それを基本的には見積もられているのでしょうか。そういう当面6月までにどのような補填が必要だというふうに認識されているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えします。先ほどもちょっと話しをしたかも知れませんが、通常だいたい4月から5月にかけて2,000万という借入れを行われて運転資金としてスタートされます。通常であれば2,000万の借入れを起さされるという具合に理解をしておりますけれども、こういうコロナ禍の状況でどういう状況かはわかりませんが、基本は2,000万ということで理解をしております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 今まあ当面2,000万という説明をいただきました。そういった観点で、4月からの新年度予算をやっぱ議論すべきではないかというふうに思いますので、その点を補足して質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。まああの、歳入歳出一括ということで総括質疑という立場で質疑をしたいと思います。冒頭、村長の見解をお聞きしたいなというふうに思っております。なかなか予算審査の特別委員会には村長出席というわけにはなりませんので、この場少しお聞きしたいと思います。先ごろ、この令和2年度のこうした鳥取県市町村要覧というのが出まして、同僚議員の皆さんも見ておられるというふうに思っております。でですね、何を言いたいかというとですね、財政力指数、一概に財政力指数が下がったからとやかく言うものではありません。当然ですね、基準財政収入額それから基準財政需要額等の関係があつて日吉津村においてはハード事業、特に小学校の耐震補強等々必要経費はもっていると思いますけれども、理解するところです。

10年前、平成23年のね、20年、21年、22年の3年平均が0.875、ここ鳥取県で一番高い財政力指数です。ただ、5年後にはこれが平成28年、25、26、27年の3年間平均が0.744、今回令和2年度資料、この要覧ですと29、30、令和元年が0.62と、これまで県下で一番高かった財政力指数がこの度、わたしこの度初めてかなというふうに思っていますけれども、米子市が0.68その次が日吉津村の0.62、例えば境港、中村市長それから今の伊達市長も相当この財政再建に努力されて、境港は年毎いうのですかね、上がってきていると0.57、本当に悪い時はとことん境港も悪かったんですけども、そういう所を配慮されてこの度0.57まで上げてきておられます。ちなみに平成23年が0.52ということで、こうして上げていくというのは相当な努力をされているなというふうには思っております。

今、うなばら荘の件とかできるだけ無駄を省く、まあ無駄といいませんけれども、できるだけ無駄を省く努力はしてかからないと、こうして歴然と財政力指数は下がってくると、もう歴然としています。このあたり村長の見解、本当にここ鳥取県下でも日吉津村、ある面では一番裕福な村だと言われていた状況から、こうした数字を見ると今後債務の返済がずっと続いてくるのではないかなと思っております。そうすると0.5を下回るような状況が生まれるのかなというふうに思っておりますけれども、このあたり村長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。今、山路議員がおっしゃいましたように、この財政力指数、これがまあ年を経るごとに下がってきているというのは、これは現状としてよく我々も認識をしていかないといけないというふうに考えています。やはりこの今、行財政改革ということも平行して進めようとしていますけれども、やはりこの必要などころにはしっかりやりながら、

事業の見直しというのは平行してやっていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

さまざまな事業がありますけれども、やはりこの米子市であるとか境港市さんも相当な努力をされる中で、この数字が上がってきたと認識をしておりますので、日吉津村におきましてもやはりこの数字というのも認識をしながら、何て言いましょう、その適正な予算執行もですし、しっかりとした財政基盤を引き続き保っていけるように努力をしていく必要があると認識をしております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 十分にこの度の保育所等の複合施設の建設等にも理解をしております。大変行政の努力も認めております。だから、ハード事業をすとかしないとか先ほど述べますように、やはり無駄なものは今村長も言われるように精査して、こうしたところに財政力指数だけ見てもだめだと思うんですけれども、すぐ見て一見できるのはこういう所だと思っているので、少し今後のそういう面でも議員としてもチェックしていかないけんし、行政としてもこのあたり十分な努力をお願いしたいということで、答弁はおりませんのでよろしくをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。重ねてありがとうございます。やはり、先ほど申しましたようにチェックするところはしっかりと執行部としてもチェックをしつつ、そしてやはり必要などころにはこの度もハード整備等も予定を上げさせていただいておりますけれども、必要などころにはやはり引き続き、投資をしていくという姿勢も併せて必要かなというふうに認識をしております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ないようですので、質疑を終わります。

つづきまして歳入関係の質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。今後予算審査をする場面において重要なのは、交付税ですね、普通交付税と臨財債とですね、そのあたりまあ、このコロナ対策もあるので事業費補正とか、通例と違うような部分は結構出てくるんじゃないかと思うので、新年度の予算審議

の中で、村として新年度の交付税や臨財債を、ある程度どのように見込んでいるかということ、今答弁は難しいと思いますので、ぜひ、情報提供をお願いしたいということをお願いしたいと思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。提案理由でも説明しましたように、地方交付税についてはどうしてもなかなか読めない部分がありますので、一応前年度実績から若干減額を見込みましたけれども、特別交付税の方が会計年度の増額分なり、それから他の影響額ということ、増額ということを見込んで若干増額しております。

先ほども財政力指数ということがありましたけれども、この基準財政収入額と需要額との絡みで、財政力指数が下がってきているということもありますので、逆に言えば交付税なり、臨時財政対策債の方が増えていくという状況にもなってくると思います。そのあたりは一応現在で加味した中では入れておりますけれども、今後はどういう形で実際の4月以降の単位費用等見ながら確定をしていきたいという具合思っております。この交付税、臨時財政対策債を貴重な財源として、今後も適正な財政に向けて努力して行きたいという具合に思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに歳入関係の質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。税金についてお伺いをします。今年度、個人、法人ともが減額で計上されております。これまで、昨年っていいですか令和元年度、それ以前と比べて見まして、どういうふうに税の動きがあったか、たいへん厳しい状況にあるのか、皆さんが申告をされてみてどうお感じになったのかをお伺いをいたします。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員のご質問にお答えいたします。税金につきましては、ずっとありますコロナの関係、これをどう見るかなということで考えております。特に個人村県民税そのあたりにつきましては、収入は減るだろうということで見込んでいます。

じゃあ、どれくらい見込むかということではなかなか事例はございませんけれども、以前のリーマンショック、あのあたりで減ったところが0.92パーセントの実績がございました。そのあたりの数字を使わせてもらって、減収を見込ませてもらっております。

法人税なんかにつきましても、減るんだろうなと思っておりますけれども、その辺も加味したところで算出したところでございます。

後、申告の状況ですけれども、今始まっている中で増えた、減ったというところまでは特に把握しておりませんで、これからかなと思っているところです。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。この説明資料に基づいてちょっとお伺いしたいなというところが、12 ページ歳入歳出の状況調べの中の歳入の部分、今歳入の質疑になっています。この度今の複合施設の建設に伴い、概ね 11 億、12 億ということが大幅アップになってきております。小原課長担当の所だと思えますが、特に村債の部分で今回は大幅に昨年度からの増ということで、増減率に対しては約 1000 倍ということになって、村の予算も令和 3 年度が 38 億、通年、昨年で 24 億ということで、概ねこの部分がプラスになった計算になっています。

ちなみに、村債の部分に対する歳入の合計のウェートがですね、約 3 倍、3 分の 1 が今回の村債の借金部分で占めておると、まあ、家庭支出でいったらですね、約 900 万の所得の内の 300 万は借金という体制かなというふうに見ておるところでございます。ちなみにこの村債の借入れの償還は 3.5 パー以内の云々ということになってますけれども、これで何年くらいの償還計画で年間どれくらいの返済額を充当しなくてはならないのか、その辺の長期的借金の返済計画はどう見込んどられます。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。まだ、正確に何年ということでは設計しておりませんけれども、だいたい 20 年というようなところを目安にしながら考えていきたいという具合に思っております。ちょっと手元に資料がありませんので、また、予算審査の時に正確なものについては出さしていただきたいという具合に思っています。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。わたくしが知りたいのは、これ 20 年で償還するという償還計画があります。それが年間どれだけの償還額を充当しなくてはならないのかということが、なぜ、このようなことを確認をしておきたいかということ、今保育所を建てるのは今入所しておられる子どもさん、される予定の子どもさんです。それが 20 年になりますと例えば 5 歳にしても 25 歳、ちょうど成人式が終わられて大学などにいかれて、そのお子様たちが今度はこの借金の部分の終わったねということが出来るわけです。村民の皆さんがこれを建てることによって負担割合を再度確認をされることと、それに見合った建物を利用していくことが今後の重

要なことだと思いますので、また予算審査の時にはその資料提出をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので質疑を終わります。

日程第 14 議案第 15 号

○議長（井藤 稔君） つづきまして、日程第 14 議案第 15 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてを議題といたします。

質疑は歳入歳出一括として行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 15 議案第 16 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 15、議案第 16 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑は歳入歳出一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 16 議案第 17 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 16、議案第 17 号令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑は歳入歳出一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号、及び議案第 17 号については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号及び議案第 17 号は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

お諮りします。ただ今設置されました予算審査特別委員会の委員長に橋井満義議員、副委員長に松田悦郎議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって予算審査特別委員会の委員長に橋井満義議員、副委員長は松田悦郎議員に決定しました。

日程第 17 議案第 18 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 17、議案第 18 号日吉津村総合計画を定めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。総合計画いうまでもなくですね、これから 10 年間の基本方針であります。3 点ほどお伺いしたいんですが、まず 1 点は村の方からいうと審議会で答申を受けたということが、最終的な判断ということに、根拠になっていると思っておりますが、いわば 2 回の審議会で、特に 2 回目あたりは意見を言った委員もあるんですが、結局そのまま、その場で答申をさせて下さいというお話だったんで、そもそも答申書はどういった内容で答申されたのかということが、通常は計画書の最後に資料として上がるとは思いますけれども、その答申の内容については審議会の委員も全然見てないという、その場でも示されなかったというのが実態でありますので、それを今手元があれば速やかにその答申書、諮問書の文面を情報提供いただきたいと、これが 1 点。

それから 2 点目は、先立って議会の全員協議会の中でこの素案の最終ページの策定の経過というものが訂正版がコピーで配られました。その点について村長の方から訂正の意図を伺いたいので

と、それからこの重要な案件について変更する場合には議案の再提出にはならないのか、そういう解釈が正しいのではないかという気もあるんですが、それについての村長の考え方をお願いをしたいと思います。

それから更に村の方がとにかく総合計画が今年途中までのものなので、新年度はスタートを切らなきゃいけないということで、村長も先日説明があったわけですが、実施計画そのものは、具体的な実施計画はまだこれから作るというふうな説明も受けております。そういった点でいうと、あえて言えばこの3月に議決をする必要があるのか、村民に対してこの総合計画の素案を更に浸透をはかって今後の10年の指針とするということ言えば、わたしはこの3月議会にこだわる必要はないんでないかというふうに思っています、現に6次総合計画なんかも年度をまたいで審議会は議論をして6月に計画は発行されておりますので、そういった点でいうと戻ってですね、3月に決めないと行政上大きな問題があるのか、あるいは村民の声をコロナ禍の中、ようやく意見をもらったばかりですから、そういった時間をもうけることに村としてはやぶさかでないという態度が正しいのではないかと思うんです。以上、3点お願いしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。審議会の諮問、答申については後ほど総合政策課長の方から答弁をさせます。

まず、最初にありましたこの経過について全協の方でご説明を申し上げたこのことについてご説明をさせていただきますと、今回議案の方に提出をさせていただいております総合計画、こちらの総合計画につきまして、基本構想と基本計画ということで提出をさせていただいているところです。この度一番最終ページにフローチャートのようなものが付いておりますけれども、こちらにつきましては資料編ということで、この計画の中に入れさせていただいているものでございます。なのでこの資料編の部分ということでございますので、ここにつきましては今後、この総合計画を冊子を作っていくということで計画をしておりますので、この際に訂正をさせていただくということで考えているところでございます。

それから実施計画等々、今後作っていくようになるわけございまして、年度をまたいででも計画を策定していくべきではないかということでございます。このことに関しましては、実施計画これから策定を進めていくわけでございます。この中にもこれまで住民の皆さまからいただきました意見を入れていきながら、この実施計画というのを作っていくように計画をしているところでございます。

併せましてこの今回の総合計画につきましては、みんなでつくる元気な村ということで、協働ということの一つの大きなテーマとして掲げているところでございます。ぜひこの総合計画をお認めをいただいて協働で進めていきたいというふうに考えています。これ必ずしもそのこれがスタートというわけではないんですけれども、この協働ということの一つのテーマにしながら、たとえば教育委員会の方でいいますと、コミュニティスクールの取り組みというのも3年から取り組みをしていきますし、また農業の関係でも農業未来会議というのも立ち上げまして、これも協働で進めているところでございます。そういったこのいろいろな施策を進めていく中で、村民の方に参画をいただきながら、共同という中で事業をぜひ進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また併せまして、昨年来この新型コロナの状況で、なかなかこの村民の皆さまに参画をいただきながら進めていく、なかなかこう集まってやっていくというのが難しい状況が続いているわけございまして、これをぜひもう一度皆さんに出かけていただいて、一緒に議論をしながら施策を進めていくようなことをしていきたいというふうに考えております。

この実際の事業を進めていく中で、少しずつでも改善が図られるように、村民の皆さまにもこの協働で実施する事業の中にお出かけをいただいて、ご意見もいただきながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 前田議員のご質問にお答えいたします。先ほど答申書、今手元に用意しておりませんで、後ほど配布したいと思います。正確な内容じゃないんですけれども、ちょっと手元にないもんですけれども、答申書の内容はですね、案のとおり答申すると、ただ、附帯意見が付いておりまして、ただし下記のとおり附帯意見を付すということで、実施計画の策定にあたっては村民意見を反映させて下さいというふうな附帯意見が付いております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） まああの、今の実施計画に村民の方に参画いただくということであるんですが、わたしが何度も言っていますのは、その前段の基本構想、基本計画にもう少し村民が参加できる場をもうけたらどうかということを行っているわけですね。コロナ禍でくどいようですが、昨年春から総合計画が取り組まれながら、村民には1月の末と2月の中旬2回だけの審議会、それから村づくり委員会は1回で、第1回って書いてありますが第1回で終わりにしてすよね。

その上で実施計画をこれから作るという時に、じゃあ、実施計画に何度も村民の方に集まっていたかということになると、それはそれでまたクエッションだと思うんですね。そういった意味で村長が掲げられるみんなで作る元気な村というのは、まったくわたしも多いに賛成なんですけれども、それを作る上でこの総合計画はより村民の方に説明を尽くし、意見をもらい村民同士の意見交換の場がなければ、村民の参画にならないということをごく言っているわけですので、ぜひ、その辺は踏まえてこの現在ある計画書を修正するについても、それはやぶさかでないという態度で考えられるべきだと思うので、まあ、これの議論は以上にしますが、ぜひその点を改めて真摯にご検討いただきたいという意見です。以上です。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。前田議員の方からありました。あのこれはかねてから説明をさせていただいておりますけれども、昨年度に村民の皆さま 600 名の皆さんにご参加いただいたアンケートというのをベースに、ずっと策定を進めてきたものであります。

できる限り、できる形で村民のみなさまから意見を聞いて作ってきたこととございます。この計画を、ぜひ早くスタートをさせたいという気持ちで思っております。実施計画の策定の中にこの村民の方に関わっていただいて、実施計画を作っていくというよりは事業をスタートをさせて、この事業の中で、さまざまなかたちで村民の皆さまに参画をしていただき、協働を進めていくようなこの事業を行っていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 最期ですが、くどいようですが村長の今の答弁は、それは参画ではないというふうに思いますね。事業の中でではなくて、やっぱりこういう基本計画から村民の方に知恵を出していただいたり、あるいは村民同士がもっと他者の意見を聞いて、なるほどそういうふうに村づくりやるんだなという、それが参画の画の意味ですからその点は改めて協調したいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。この計画作って終わりということじゃなくて、本当にスタートだと思っておりますので、しっかりと村民の皆さまにもこの計画を、これからも周知をはかりながら、ご意見も聞きながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。わたくしもだいたい同僚議員のことにほぼ賛同をしています。でも、くどくは言いません。3ページですけれども、この計画の中での総合戦略の選択と集中ということがあります、説明いただいたかもわかりませんが、もう一度このことについてご説明をいただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 三島議員のご質問にお答えいたします。選択と集中、総合戦略はですね、大きな目標で2060年に3600人の人口を目指しております。総合計画と違って総合戦略はそれに付随するいろんな事業を掲載しておるんですけれども、目標を掲げ行政の中にはいろんな事業が当然ございますが、この総合戦略の目標に達するように選択して集中して取り組んでいくというのが総合戦略でございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですから質疑を終わります。

日程第18 議案第19号

○議長（井藤 稔君） 日程第18議案第19号日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時50分 散会
